瑞穂町都市計画図

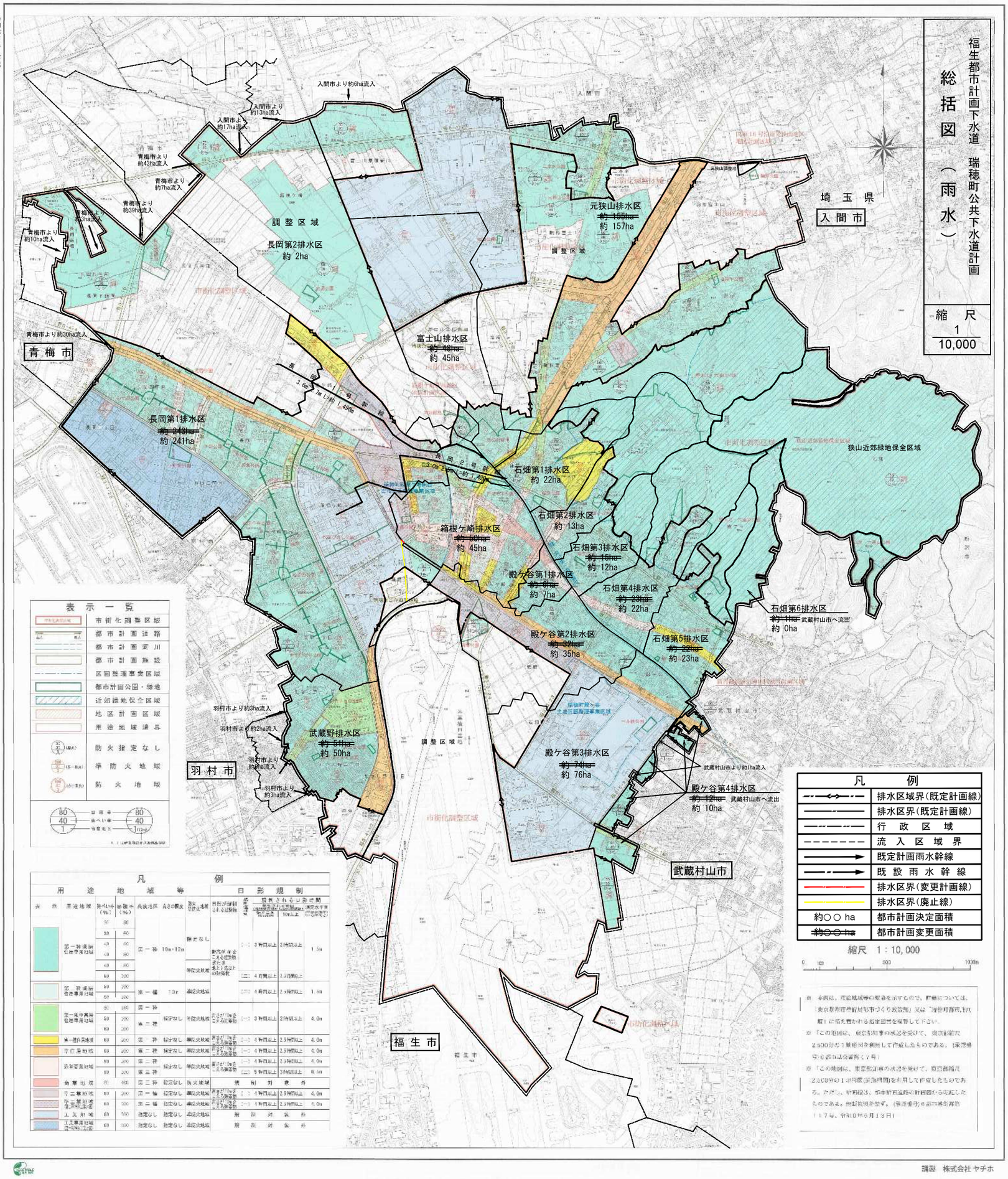

凡例

用途地域等				日影規制			
表示	用途地域	容積率（%）	建蔽率（%）	高度地区	高さの最高限度又は最低限度	日影が発生する建築物	測定面の高さ	規制される日影時間	測定時間帯	敷地境界線からの水平距離
	第一種低層住居専用地域	50	60	指定なし	10m・12m	軒高7m超または地階を有する建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	5m
		80	60							
		100	60							
		100	80							
		150	60		絶対高さ		(二)	4時間以上	2.5時間以上	
		200	60							
	第二種低層住居専用地域	80	200	第一種	10m	軒高7m超または地階を有する建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	10m
		100	200							
	第一種中高層住居専用地域	150	200	第一種	指定なし	軒高7m超または地階を有する建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	4.0m
		200	200	第二種						
		300	200							
	第一種住宅地域	200	200	第一種	指定なし	軒高7m超または地階を有する建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
	第二種住宅地域	200	200	第二種	指定なし	軒高7m超または地階を有する建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
	近隣商業地域	200	200	第二種	指定なし	軒高7m超または地階を有する建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
		300	200	第三種			(二)	5時間以上	3時間以上	8.0m
	商業地域	400	80	第二種	指定なし	防火地域	規制対象外			
	準工業地域	200	200	第一種	指定なし	軒高7m超または地階を有する建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
	準工業地域	300	200	第二種	指定なし	軒高7m超または地階を有する建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
	工業地域	200	200	指定なし	指定なし	適応地域なし	規制対象外			
	工業専用地域	300	200	指定なし	指定なし	適応地域なし	規制対象外			

※ 本図は、用途地域等の概要を示すもので、詳細については、「東京都市計画都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」又は「瑞穂町都市計画法に基づく開発行為等の手続及び基準に関する条例」に指定されている指定図面を確認してください。

※「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図（数値地図）を利用して作成したものである。（承認番号：6都市基交第6号）

※「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地図（数値地図）を利用して作成したものである。ただし、一部修正は、都市計画図原図の計画図から変更したものである。無断複製を禁ず。（承認番号：6都市基街第117号、令和6年6月13日）

調製　株式会社 ヤチホ

諮問第３号資料３